

1 いじめに関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが最も大切である。
- ・いじめの「心理的又は物理的な影響」の「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなどの意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事柄の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

上記に記されている「いじめ」に対する定義の共通理解を図り、「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を全職員で持ち、いじめ防止に向けて、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で、組織的にいじめ防止と早期発見に取り組んでいく。また、いじめが疑われる場合には、必要に応じて学校・家庭・地域、関係機関と連携適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【いじめを生まない学校づくり】のために、「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。

2 いじめ対策の組織

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断したり、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討したりするために設置する。

定期的に、いじめの有無や取組の成果・課題等の確認をするとともに、いじめの発生が認知された場合には、臨時に会議を開き、迅速に対応する。

構成員＜校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭＞

※必要に応じて《該当の学年主任・学級担任、スクールカウンセラー、（学校運営協議会長）、PTA 役員》等に出席を依頼する。

3 未然防止の取り組み

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係作りに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むように努めていく。

①学級経営の充実

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員として居場所が自覚できる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・日常的に、いじめについての問題に触れ、学校は「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持っていることを様々な場面において児童に示す。

②授業中における児童・生徒指導の充実

- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業や分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

③道徳授業の充実

- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

- ・いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめを「是認する」「黙認する」と同じことであることを理解させる。
- ・いじめを見たら、やめさせたり先生や友だちに知らせたりする正しい判断力や行動力を育てる。

⑤学校行事の工夫

- ・児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑥児童会活動の工夫

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実させる。また、児童の自発的な活動を支える。
- ・児童会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を組み入れる。

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

- ・学級単位で生命や人権を尊重する取り組み、いじめ防止に向けた取り組みを具体的に行う。

⑧情報モラル教育の充実

- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を確認し、インターネットやSNS等の正しい活用法など、情報モラル教育を充実させる。
- ・関係機関と連携した指導を行うとともに、保護者への啓発に努める。

⑨発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

- ・スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障害の特性や具体的関わり方の共通認識をもとに、周りの児童生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑩海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童に対するいじめを防ぐ

- ・言語や文化の差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑪性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防ぐ

- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

⑫東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童に対するいじめを防ぐ

- ・被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。早期発見するために、日頃から教職員と児童との信頼関係構築に努めることはもとより、以下の方法で、児童たちの様子を把握し、いじめの早期発見につなげていく。

①教員と児童・生徒との日常の交流を通しての発見

・すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。

②複数の教員の目による発見

・専任教科、縦割り活動、通学班、委員会、休み時間や放課後、掃除の時間など、多くの教員が様々な教育活動を通して積極的に子どもたちに関わり、発見の機会を多くする。

③アンケート調査の実施と分析

・いじめに関するアンケートの調査を学校全体で計画的に取り組む。いじめが疑われる回答をした児童に対しては、担任が詳細に聞き取り、実情をつかむ。

④教育相談を通じた実態把握

・いじめに関するアンケートやQ-U検査の結果をもとに、担任は、気になる児童と個人面談を実施して実情を聞き取り情報収集にあたる。また、スクールカウンセラーを活用した教育相談を行い、児童が担任に話せなかった情報を収集する。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

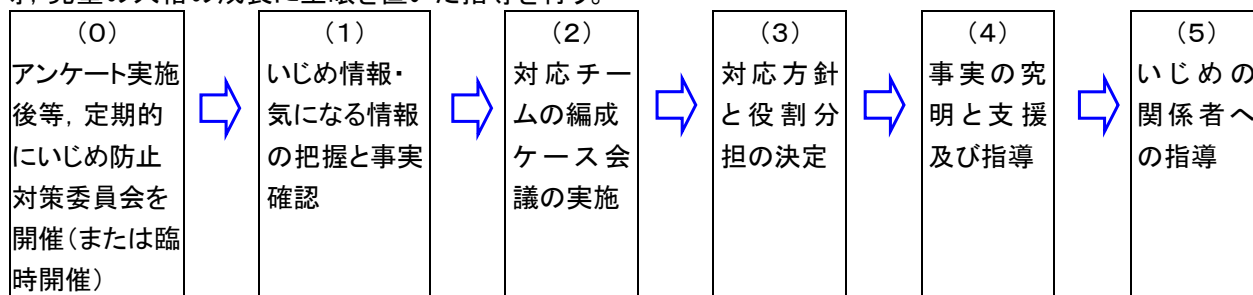
・「学校生活アンケート」やQ-U検査の結果から、学級内での児童の状況を把握すると共に、気になる内容に関して当該児童と関わりのある職員と情報交換をしたり保護者と連絡を取りあったりして情報を収集する。

⑥スクールカウンセラーとの連携

・希望者にカウンセリングを行うとともに、必要に応じて時期をみながら全員面談を実施する。
・Q-U検査で、不満足群・侵害行為認知群であった児童については、スクールカウンセラーとの面談を実施し、学年主任・担任と情報を共有しながら、指導に生かす。

5 いじめへの対処 ～早期に対応し、実効性のある指導につなげるために～

いじめ防止対策委員会を定期的で開催するとともに、いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。



(1)いじめ情報・気になる情報の把握と事実確認

①情報の把握

・目撃、児童からの訴え、アンケート結果から、職員からの情報等を把握する。

②事実確認

・事実の有無や内容の真偽について当該児童、関係児童への確認をする。

・生徒指導主事や管理職への報告の上、学校としての組織対応と同時進行で実施する。

(2) 対応チームの編成とケース会議の実施

① 事案に応じて柔軟にチームを編成する。

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、必要に応じて関係機関等を加えて編成する。

(3) 対応方針と役割分担の決定

① 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子(学級)

② 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

③ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当

(4) 事実の究明と支援及び指導

① 事情を聴取する。

- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

(5) いじめの関係者への指導

① いじめを受けている児童への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

② いじめを行った児童への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

③ 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(6) 保護者との連携

① いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。継続して家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組むことを伝え、家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらえるように協力体制を築く。

② いじめを行った児童の保護者との連携

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。さらに、「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ、児童の変容を図るための今後の関わり方等、具体的な助言をする。

③ 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

・情報モラルの指導と並行して、情報機器を使ったネットいじめの問題について保護者に考えて貰うよう、機会を捉えて啓発活動を行っていく。

(7)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のア、イの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を責任を持って確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を確実に継続していく。さらに、「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

6 重大事態への対処

「生命、心身または財産に重大な被害」についての例

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等 (文科省)

相当の期間学校を欠席
年間30日を目安
一定期間連続して欠席し
ているような場合は迅速
に調査に着手(文科省)

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。(文部科学省)

(1)重大事態の報告

①学校は、重大事態が発生した場合、甲斐市教育委員会を通じて甲斐市長へ、事態発生について報告する。

(2)調査の趣旨及び調査主体

①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに設置者に報告する。

②調査を行うための組織

- ・学校の設置者は、重大事態であると判断した場合、速やかに組織を設ける。
- ・学校の設置者の判断する「調査の主体」が「学校」の場合は、いじめ防止対策委員会を中核として、必要に応じて専門家を追加した組織とする。

(3)事実関係を明確にするための調査の実施

・学校の設置者により調査を行うこととなった委員会は、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。

(4)調査結果の提供及び報告

①児童や保護者への説明

・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

②調査結果の報告

・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

③再調査

・②の報告を受けた甲斐市長は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査を行うことができる。

7 その他の留意事項

■組織的な指導体制

いじめの問題等に関する対応記録・指導記録を5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

■校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

■校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

■学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。教員評価においては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

■地域や家庭との連携について

学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けて、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるなど、地域と連携した対策を推進する。

■いじめ防止指導計画について

(1)いじめ防止年間指導計画……………【別表1】

(2)いじめ対応マニュアル……………【別表2】

(3)いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取組………【別表3】

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こります。そして、どの子ども被害者にも加害者にもなります。敷島小学校では、「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードに、すべての児童の自己有用感や集団の一員としての自覚や喜びを育て、互いを認め合える学校風土を作ることに努めます。いじめを防止し、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていきます。